

# JR宇都宮駅西口周辺 景観づくり通信

vol.5

発行  
令和8年4月

## 第3回 JR 宇都宮駅西口周辺景観づくり推進協議会を開催しました。

JR宇都宮駅西口周辺の良好な景観の形成に向け、「JR宇都宮駅西口周辺景観づくり推進協議会」を令和8年3月26日に開催しましたので、会議での検討の状況をお知らせさせていただきます。

### 第3回JR宇都宮駅西口周辺景観づくり推進協議会の内容

掲載  
ホームページ



「第3回JR宇都宮駅西口周辺景観づくり推進協議会」では、JR宇都宮駅西口周辺の良好な景観形成に向け、住民・事業者・行政が共通のイメージとして目指す将来像となる「景観形成の目標(案)」と目標や基本方針を実現するために、建築物や工作物、屋外広告物に必要となる配慮事項について、事務局(案)を提示させていただき、ご意見を頂きました。目標(案)などについては、今回の会議でいただいた内容を踏まえ確定しました。

配慮事項(案)については、今回の意見を踏まえ次回以降に再度協議することとなりました。

日時:令和8年3月26日(木)  
18:00~19:30  
場所:宇都宮市表参道スクエア  
(5階 市民プラザ 会議室)

### ☆ 第3回協議会 次第 ☆

#### 【協議事項】

- 1 景観づくり指針について
  - (1) 景観形成の目標(案)
  - (2) 建築物・工作物、屋外広告物の配慮事項(案)
- 2 次回のスケジュールについて

### 第3回の協議会で確定した内容

#### 「景観づくり指針」における景観形成の目標

「県都の玄関口にふさわしい風格と秩序を備えた

魅力ある景観の形成」

目標は、当該区域内における良好な景観の形成を進めるために設定します。今後の景観に関するルール作りなどにおけるテーマとなるものになります。

#### 【景観づくり指針について】

#### 【建築物・工作物・屋外広告物の配慮事項】

1 景観づくり指針について

宇都宮市 Utsunomiya City

○景観づくり指針とは

- 地域住民・事業者・行政等が景観づくりのイメージを共有するために本協議会において策定するもの

① 主な検討内容(案)

- 景観形成の目標と基本方針
- 建築物・工作物、屋外広告物の配慮事項
- 目指す街並み・風景のイメージ

本日検討

② 検討対象区域

第1回協議会で承認いただいた区域(次頁参照)

③ 検討方法

- 景観づくり推進協議会での検討
- 地域住民の方や学生などの意見交換ができる場の設定(ワークショップ)

④ 指針に基づく景観づくりの取組(案)

- 区域内で建物の新築・建替え・改修や、広告物(看板)などに、景観への配慮や工夫を行う。
- 市民・事業者の活動を支援するほか、法令に基づく規制・誘導を実施する。

景観づくりのイメージを共有できる「景観づくり指針」

目標・基本方針 配慮事項

「景観づくり指針」を基にした景観形成基準(案)

法令に基づく景観規制・誘導

- 「景観形成重点地区」の指定(建築物・工作物の規制(誘導))
- 「広告物規制重点地区」の指定(屋外広告物の規制・誘導)

1 景観づくり指針について

宇都宮市 Utsunomiya City

2) 建築物・工作物、屋外広告物の配慮事項【全体】

【基本方針】  
宇都宮の顔にふさわしい美しく魅力的な景観の形成

- 建築物や屋外広告物等は、統一感のある色彩を採用します。
- 建物の中高層部は、周辺と調和のとれたデザインとします。
- 中高層建築物を計画する場合は、周囲に圧迫感を感じさせない意匠とします。
- 道路境界から壁面の位置を後退させることで、ゆとりある空間を創出します。
- 周辺の環境に合わせた照明を採用します。
- 秩序ある屋外広告物を掲出します。

新文字で表示された広告物

壁面の色調の確保 統一感のある色彩 地色が落ち着いた広告物

## 【会議での主なご意見】

### 【景観形成のゾーニング】

・ 区域が大きい中で5つのエリアに分割して、考え方を示していただいているのはわかりやすいが、5つに分けたことで逆に分かりづらくなる部分もあると思う。

⇒ 景観形成を考えるためのエリア分けについては、今回の配慮事項などの議論を踏まえて見直しも検討している。

会議で事務局案として提示させていただいているのは、地域の特性や現状の土地利用の状況を踏まえたものとして5つに区分している。検討を行う中で大きく違いがない箇所もあることから、再度検討していきたいと考えている。

### 【建築物・工作物・屋外広告物の配慮事項(案)】

・ 田川周辺のエリアの配慮事項に、「田川に開かれたデザイン」とあるが、どういったものをイメージしているのか。

⇒ 川と一体的な利用が図られている空間の創出や、開放的なテラスをもうけるなど、田川を感じられるような造りとしてほしいと考えている。

・ 現在マンションを建てる場合、敷地内のある程度の緑を植えているが、あまり多くは配置できていない中、「敷地内に緑化をする」とあるが、どういったものをイメージしているのか。

⇒ 敷地内の緑化については、目に見える場所に緑を増やしていただきたいと考えており、道路や駅前の広場など、公共空間から視認できる場所に植栽を行ってもらえたらいいと考えている。

・ 配慮事項(案)の中で壁面の位置や緑化等の記載があるが、基準にする場合、建築基準法や都市計画法などで規制することになるのか。

⇒ 景観法や景観計画に基づき基準を定めることで、緩やかに誘導を行っていきたいと考えている。他市では、バルコニーの洗濯物が景観上問題があるとして、見え方について基準を設けている場合もあり、地域の特性に合わせた基準を検討していきたいと考えている。

### 【景観形成について】

・ 大通りにライトラインが通ることもあることから、大通りを中心に景観を考えてもいいと思う。大通りの考え方を周囲に波及させていくこともできる。

・ 区域も大きいので、その場所に住んでいる人もいるし、将来まちが変わり新たに土地を利用する人も見据える必要があり、両方の視点に立って検討していく必要がある。

・ 景観を検討する上で、何を残していくのか何を守るのかイメージをはっきりさせていく必要がある。イメージが明確になることでより具体的な検討が進むと考えている。

問い合わせ先 宇都宮市 都市整備部 景観みどり課 都市景観グループ  
担当:梁木(やなき), 村松  
電話 028-632-2568 FAX 028-632-5421  
Mail u55002100@city.utsunomiya.tochigi.jp